

別表第十二号の四(第51条の11の2の9関係)(総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

還 付 請 求 書

年 月 日

(何)総合通信局長(注1) 殿

請求者(注2) 郵便番号
住 所
氏名又は名称
法人番号

下記のとおり、電波法第103条の2第22項の規定により電波利用料の還付を請求します。

記

還付の請求に係る無線局に関する事項	予 納 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
	表示者の氏名又は名称		
	表示者の住所		
	特定無線設備の種別		
	周 波 数		
	無線局の有する機能		
還付金の払渡しを受ける方法及び払渡しを希望する機関	口座振込 (注3)	金融機関名	銀行・金庫 本店・支店
		口座の種別	普通預金・当座預金・預金
		口座番号	
	窓口支払	銀行・金庫 本店・支店	
		郵便局	
		(何)総合通信局	
		総務部財務課(注4)	
	還 付 金 額	円	

(日本産業規格A列4番)

注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 請求者の欄の記載は、次によること。

(1) 代理人による還付請求書の提出の場合は、請求者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。

(2) 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

3 口座振込欄は、銀行又は金庫に預金口座がある者であってその口座振込の方法で電波利用料の還付の払渡しを希望する者が記載すること。この場合において、振込を希望する銀行又は金庫の名称、口座の種別及び口座番号を正確に記載し、その口座の種別が普通預金又は当座預金であるときは該当するものを○で囲むこと。

4 信越、北陸及び四国総合通信局長あてのものにあつては、(何)総合通信局総務部財務室とし、沖縄総合通信事務所長あてのものにあつては、沖縄総合通信事務所総務課とする。